地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構役員規則第9条の規定に基づき地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、基本報酬、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員の報酬は、基本報償とする。

(報酬の支給日)

- 第3条 常勤の役員の報酬(賞与を除く。)は、毎月21日に支給する。
- 2 賞与は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 前2項に規定する日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 4 非常勤の役員の報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本報酬月額)

- 第4条 常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。
  - (1) 理事長 月額 750,000円
  - (2) 副理事長 月額 600,000円
  - (3) 理事 月額 500,000円
- 2 非常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。
  - (1) 理事 月額 150,000円
  - (2) 監事 月額 100,000円
- 3 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、 前2項の規定にかかわらず、別に基本報酬の額を定めることができる。 (通勤手当)
- 第5条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(費用弁償)

- 第6条 非常勤の役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。
- 2 前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員旅費規程の例による。 (賞与)
- 第7条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。
- 2 賞与の額は、基本報酬月額及びその基本報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6か月 100分の100
  - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
  - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
  - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 第2項の賞与の額を定めるに当たっては、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度 等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増 額し、又は減額することができるものとする。
- 4 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に

かかる賞与(第3号の規定に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた賞与) は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法(平成15年 法律第118号)第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員(同条第2項第1号 に該当し解任された場合を除く。)
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの(日割計算)
- 第8条 新たに役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。
- 2 役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割りによって計算する。
- 5 前項の日割計算の方法は、職員の例による。ただし、非常勤の役員にあっては、その月の現日数を基礎とする。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を 支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、 その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(病院長を兼務する役員の報酬)

- 第11条 法人の病院長である役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しない。 附 則
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

追加〔平成21年規程第50号〕

附則

この規程は、平成21年11月〇日から施行する。